

別表1（第2条関係）個店等が行う連携事業

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①各個店等の商品を活用した新商品開発②はしご酒イベントやバル街の開催③スタンプラリー・ウォークラリー④各種コンテストの開催（区内パン屋でのパンコンテスト開催等） |
|---|

*連携事業は、個店等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*連携事業は、参加する個店等の過半数が同一の場合は1か年度に1回までとする。

別表2（第3条関係）

（1）個店等が行う連携事業の補助対象経費

区 分	摘 要
事業の周知を図るために要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	販売促進のために、ポスター、チラシ等の作成のみを行う事業は対象外
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
コピー代	
会場の設営、運営等に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
事業の企画、運営の委託に要する経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	
商品づくり等の体験を行うための経費	
新商品開発に係る経費で発売に要した経費	
景品の購入に要する経費	景品単価1万円以下の部分 総額で10万円以下の部分 不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分 等級及び当選者数等を確認できるものを具備
事業参加者に配布する記念品の購入に要する経費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費	1件当たり1日10万円以下の部分
その他事業実施に要する諸経費	
賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む
道路使用許可手数料	
送料	
事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	

事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人又は団体への謝礼	
事業実施に直接必要な文具・消耗品費	事業で使い切れるもの
光熱水費	(使用用途・使用量が適正であると確認できるもの)
事業で使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額 1 万円以下の部分
振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

* 30 万円以上の経費については、購入先を指定する特段の理由がある場合を除き、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

別表2（第3条関係）

（2）個店等が行う連携事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
事業実施関係者や来賓者等の特定の者に係る経費	
飲食費	
記念品に係る経費	
案内状送付に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
ボランティアに係る経費	
実施主体である個店等関係者及びその同居する親族（同一生計者を含む。）に対して支出する経費	
アルバイト賃金	
謝礼	
会議費・飲食費	
抽選会や福引の景品	
1万円を超える部分の景品購入費	
総額で10万円を超える景品購入費	
現金、宝くじ	
配布されていない景品購入費	
個店等が発行する商品券のうち、換金されていない商品券の購入費	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分の景品購入費	
イベント事業以外の個店等の事業に使用できるもの	
インターネットホームページの開設経費	
パソコンの周辺機器等の購入費	
文具・消耗品の購入費	
イベント事業に直接必要のない経費	
イベント期間外の賠償責任保険料、傷害保険料等	
総額1万円を超える撮影費	
広告宣伝費以外に係るコピー代	
使用実績のないもの	天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。